

令和8年8月20日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
日光森林管理署長 金子 直樹

下記調達案件について見積合わせを実施するので、参加希望の者は期限までに見積書の提出して下さい。

記

- 1 件 名 2号物件 事務用品外（庁舎等管理）
※詳細については、別添「仕様書」のとおり。
- 2 納 入 期 限 令和8年9月30日（水）
- 3 納 入 場 所 日光森林管理署（栃木県日光市土沢1473-1）
- 4 見積書等提出
の日時・場所 日時：令和8年9月4日（金）14時00分まで
場所：日光森林管理署 総務グループ
※電子調達システムによる提出をお願いいたします。
※電子調達システムによる見積提出ができない場合は、事前に発注者の承諾を得て持参又は郵送による提出も認めます。（提出方法は別紙「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」2による）
- 5 提 出 書 類 (1) 見積書及び見積内訳
・電子調達システムで提出する場合の見積額は、税抜金額で入力して下さい。
・紙で提出する場合の見積額は、税抜金額と税込金額がわかるよう
に記載し、必ず提出日をご記入下さい。
(2) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
※電子調達システムで参加する場合は、上記書類2点を内訳書データとして送信して下さい。
※郵送の場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出して下さい。
- 6 契約の締結日 見積採用の日
- 7 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」及び「物品の販売」の競争参加資格を有する者であること。
- 8 そ の 他 (1) 見積書の提出前に、別紙「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/attach/pdf/kokoroe-5.pdf>）を必ず確認して下さい。
(2) 契約条件については、別添「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
(3) 仕様書記載の例示品と同等の品質・規格を満たす物品で見積もりす

る場合は、見積書提出前に担当者了解を得て下さい。

〔 担当：総務グループ経理担当
電話：0288-22-1069 〕

契 約 条 件 書 (売 買)

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。

甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか、納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後 1 年以内に契約物品にかくれたかしがあつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

仕 様 書

2号物件 事務用品外（庁舎等管理）

番号	物品名	規格・品質	例示品		種別	数量	単位
			メーカー名	品名・品番			
1	融雪剤	塩化カルシウム 25kg	コメリ	融雪剤 25kg	2	10	袋

- ※種別 1：例示品
2：規格・品質欄の指定内容を満たす物品
3：例示品と同等の品質・規格を満たす物品

1. 納入場所

日光森林管理署（栃木県日光市土沢1473-1）

2. 納入期限

令和8年9月30日（水）

3. その他

種別が3となっている物品（同等品）の場合は、担当者にあらかじめ確認し了解を得ること。
詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打合せをすること。

見 積 書 （例）

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

日光森林管理署長 金子 直樹 殿

（見積人）

住所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏名

¥ _____（税抜き）

¥ _____（税込み）

ただし、2 号物件 事務用品外（庁舎等管理） の代金（詳細は見積内訳のとおり）

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及びオープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。
- 3 なお任意の見積書を使用する場合は、見積心得等発注者が示す条件等を承知の上、見積書を提出したものとする。

見積内訳（例）

2号物件 事務用品外（庁舎等管理）

番号	物品名	規格・品質	数量	単位	単価	金額
1	融雪剤	塩化カルシウム 25kg	10	袋		
小計（税抜き）						
消費税						
合計（税込み）						

請 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

日光森林管理署長 金子 直樹 殿

住所

会社名

代表者名

- | | | |
|---|-------|-----------------------------|
| 1 | 件名・品名 | 2号物件 事務用品外（庁舎等管理） |
| 2 | 仕様・規格 | 仕様書のとおり |
| 3 | 数 量 | 仕様書のとおり |
| 4 | 契約金額 | 金 円
(消費税及び地方消費税の額 円を含む。) |
| 5 | 納入期限 | 令和8年9月30日（水） |
| 6 | 納入場所 | 日光森林管理署 |
| 7 | 検査場所 | 日光森林管理署 |
| 8 | 契約保証金 | 免除 |

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、信義に従って誠実にこれを履行いたします。

条 項

第1条 頭書の仕様・規格に基づき納入期限までに納入いたします。

2 仕様・規格に明示されていないものについて疑義が生じた場合は、協議いたします。ただし、軽微なものについては、貴官の解釈及び指示に従います。

第2条 頭書の納入期限までに物品を引き渡すことができない場合は、あらかじめ貴官に、遅滞の理由及び納入見込月日を明らかにした書面（電子書面を含む。）をもって延長の承認をお受けします。

第3条 頭書の納入期限までに物品を引き渡すことができない場合は、前条に定める承認にかかわらず延滞金として、納入期限の翌日から納入完了までの日数に対し、一日につき未納部分に対する契約金額に民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を貴官の請求により納付いたします。ただし、遅滞が天災その他やむ

を得ない理由によるものと認められる場合は、免除願います。

第4条 物品を納入する場合は、その旨を貴官に通知し、検査をお受けします。検査に要する経費は、当方において全て負担します。

第5条 前条に定める検査の結果、数量、仕様及び規格等に適合しない場合は、直ちに引き換え、又は改造いたします。

第6条 検査に合格し、引渡しが完了しても、1か年間以内に当該物品に契約不適合のあることが発見された場合は、その契約不適合を補修し、又は損害を賠償いたします。

第7条 物品の引渡しを完了し、検査に合格した日に、当該物品の所有権を、貴官に移転いたします。

第8条 検査に合格した場合は、当方の適法な支払請求書を貴官が受理した日から30日以内にお支払いください。

第9条 この契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても、不服を申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

- (1) 天災その他当方の責に帰することができない理由により、当方が契約の解除を申し出たとき。
- (2) この契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき、又は正当な理由なく義務を履行せず、若しくは履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 当方又は当方の使用人に不正の行為があったとき。
- (4) 当方又は当方の使用人が第4条に定める検査を妨げたとき。
- (5) 破産の宣告を受けたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 当方が契約の解除を申し出たとき。

第10条 前条第2号から第6号までに掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴官の請求により納付いたします。同条第1号に定める理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には、違約金を免除されるよう承認願います。

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第12条 当方又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

- (1) 暴力的な要求行為があったとき。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為があったとき。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為があったとき。
- (5) その他前各号に準ずる行為があったとき。

第13条 当方は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- 2 当方は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約いたします。

第14条 当方は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除いたします。

- 2 当方が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除されても、不服を申しません。

第15条 第11条、第12条及び前条第2項の規定により解除された場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

- 2 第11条、第12条及び前条第2項の規定により解除された場合において、貴官に損害が生じたときは、その損害を賠償いたします。

第 16 条 当方又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貴官に通知し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うことといたします。

第 17 条 当方は、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関（以下「信用保証協会等」という）に対して売掛債権を譲渡する場合を除き、貴官の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させることは絶対にいたしません。

2 当方がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行い、貴官に対して民法第 467 条又は動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、貴官が当方に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留することに異存はありません。

3 前項の場合において、譲受人が貴官に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合も同様に異存ありません。

4 当方が信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行った場合、貴官が行う弁済の効力は、貴官が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとするに異存ありません。

第 18 条 この契約によって当方が納付する遅滞金、違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し、又は別に徴収されても異存ありません。